

# 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(事業主控) (育児・介護)

① 被保険者番号	-	③ フリガナ		④ 休業を開始した日の	年	月	日
② 事業所番号	-	休業を開始した者の氏名		平成			
⑤ 名称				⑥ 休業を開始した者の住所又は居所	〒		
事業所所在地				電話番号 ( )	-		
電話番号							
住所							
事業主氏名							
休業を開始した日以前の賃金支払状況等							
⑦ 休業を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期におおける賃金支払基礎数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃金額			⑫ 備考
				⑪-A	⑪-B	⑪-計	
短時間以外・短時間							
休業を開始した日	月 日	月 日～ 休業を開始した日の前日	日	月 日～ 休業を開始した日の前日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
	月 日～ 月 日	日	日	月 日～ 月 日	日		
⑬ 賃金に関する特記事項				休業開始時賃金月額証明書受理 平成 年 月 日 (受理番号 号)			
※公共職業安定所記載欄							

**注意**

- 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書(事業主控)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員からの要求があったときは提示すること。
- 2 休業開始時賃金月額証明書の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書についての注意」を参照すること。
- 3 「休業を開始した日」とあるのは、当該被保険者が育児休業又は介護休業を開始した日のことである。  
なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、出産日から起算して58日目に当たる日が「休業を開始した日」となる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行名・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		⑭	



### 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(安定所提出用)(育児・介護)

①	被保険者番号	フリガナ	③	④ 休業を開始した日の	年	月	日	
②	事業所番号	休業を開始した者の氏名		平成	年	月	日	
⑤	名称 事業所所在地 電話番号	⑥ 休業を開始した者の住所又は居所			〒 電話番号 ( )			
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。							自筆による署名者の確認印又は休業を開始した	
住所 事業主 氏名				㊾				
<b>休業を開始した日前の賃金支払状況等</b>								
⑦ 休業を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 短時間以外・短時間 休業を開始した日 月 日		⑧ ⑦の期における賃金支払日 ⑧の期における賃金基礎数	⑨ 賃金支払対象期間 月 日 ~ 月 日		⑩ ⑨の基礎 H 数		⑪ 賃金額 ⑪の基礎 A B 計	⑫ 備考
⑬ 賃金に関する特記事項			休業開始時賃金月額証明書受理 平成 年 月 日 (受理番号 号)					
※公共職業安定所記載欄								

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行名・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		㊿	

賃金月額 証明書 受領印	
--------------------	--

※				
所長	次長	課長	係長	係



## 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)(育児・介護)

① 被保険者番号	-	-	③ フリガナ		④ 休業を開始した日の 年 月 日	平成	年 月 日
② 事業所番号	-	-	休業を開始した者の氏名		年 月 日		
⑤ 名称 事業所所在地 電話番号				⑥ 休業を開始した者の住所又は居所	〒 ( )		
住所 事業主 氏名				この雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書は、休業を開始した日以前の賃金支払状況等を記したものである。 <div style="text-align: right;">公共職業安定所長 <input type="checkbox"/></div>			
休業を開始した日以前の賃金支払状況等							
⑦ 休業を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 短時間以外・短時間 休業を開始した日 月 日	⑧ ⑦の期における賃金支払日数	⑨ 賃金支払対象期間 月 日～ 休業を開始した日の前日	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃 金 額 A B 計			⑫ 備 考
月 日～ 休業を開始した日の前日	日	月 日～ 休業を開始した日の前日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
⑬ 賃金に関する特記事項				休業開始時賃金月額証明書交付 平成 年 月 日 (交付番号 号)			
※ 公共職業安定所記載欄							

必ず裏面をよく読んで下さい

**注意**

- 1 被保険者本人が育児休業給付の受給資格の確認手続又は介護休業給付の支給申請手続を行う場合は、事業主はこの休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)を速やかに本人に交付すること。
- 2 その場合、育児休業を開始した被保険者は、この休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)に育児休業給付受給資格確認票を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に速やかに提出すること。
- 3 また、介護休業を開始した被保険者は、介護休業給付金支給申請書にこの休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に支給申請手続を行うこと。
- 4 この休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。



## 育児休業給付又は介護休業給付の受給手続を本人ご自身で行う被保険者の方へ

1. 育児休業給付又は介護休業給付の受給手続は、事業主によって代行されることが一般的ですが、被保険者本人が行う場合は、下記により、あなたが雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）で、定められた期間内に手続を行ってください。
2. これら手続が遅れると、育児休業給付又は介護休業給付の支給要件を満たしていても、その支給額の全部又は一部が支給できなくなるなど不利な取扱いを受けることがあります。
3. その他不明な点はご遠慮なく安定所の係員におたずねください。

### 1 育児休業給付の支給を受けるための手続等

- (1) 雇用保険の一般被保険者が1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、育児休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヵ月以上あるときは、育児休業給付の受給資格が確認されます。
  - (注1) 女性の一般被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて育児休業を取得した場合は、産後休業期間（出産日の翌日から起算して8週間）の終了した日の翌日が育児休業を開始した日となります。
  - (注2) この期間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった方については、これらの理由により賃金の支払を受けることができなかった日数をこの期間に加えた期間（最大限4年）となります。
- (2) 育児休業給付には、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の2種類があります。
- (3) 育児休業給付の受給資格が確認された一般被保険者は、各支給対象期間（育児休業をした期間のうち、育児休業開始日から1ヵ月ごとに区分された期間。ただし、育児休業終了日の属する期間については、育児休業終了日までの期間。）について所定の要件を満たした場合に、育児休業基本給付金支給申請書を安定所に提出することにより、育児休業基本給付金の支給を受けることができます。
- (4) (3)の一般被保険者は、育児休業終了日（一般被保険者が、子が1歳に達した日以後引き続き休業している場合は、子の1歳の誕生日の前々日。）の翌日以後引き続き6ヵ月以上雇用された場合は、育児休業者職場復帰給付金支給申請書を安定所に提出することにより、育児休業者職場復帰給付金の支給を受けることができます。
- (5) (1)の育児休業給付の受給資格の確認は、事業主を通じてこの休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）の交付を受けた後に、安定所に次のものを持参して行います。
  - この受給資格の確認のための手続は、(3)の初回の育児休業基本給付金支給申請書の提出と同時に行うこともできます。この場合、育児休業開始日から4ヵ月を経過する日の属する月の末日までに行います。
  - (受給資格確認手続のみを行う場合)
    - ① 休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）
    - ② 育児休業給付受給資格確認票
    - ③ 母子健康手帳
    - ④ 印鑑  - (支給申請手続もあわせて行う場合①～④に加えてさらに)
    - ⑤ 育児休業基本給付金支給申請書
    - ⑥ 育児休業基本給付金支給申請書の記載内容を確認することができる書類（賃金台帳、出勤簿等）
- (6) 育児休業給付の受給資格が確認された場合は、育児休業給付受給資格確認通知書が交付されます。また、育児休業給付の受給資格を満たさない場合は、育児休業給付受給資格否認通知書が交付されます。

### 2. 介護休業給付の支給を受けるための手続等

- (1) 雇用保険の一般被保険者が対象家族を介護するための休業をした場合において、介護休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヵ月以上あるとき、介護休業給付の受給資格を得ます。
  - (注3) 対象家族とは、一般被保険者の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」「父母（養父母を含む。以下同じ。）」「子（養子を含む。）」「配偶者の父母」又は一般被保険者が同居し、かつ、扶養している、一般被保険者の「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」をいいます。
- (2) 介護休業給付の受給資格を有する一般被保険者は、各支給対象期間（介護休業をした期間のうち、介護休業開始日から1ヵ月ごとに区分された期間。ただし、介護休業終了日の属する期間については、介護休業終了日までの期間。）について所定の要件を満たした場合に、介護休業給付金支給申請書を安定所に提出することにより、介護休業給付金の支給を受けることができます。
- (3) 介護休業給付金の支給申請手続は、事業主を通じて交付されたこの休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）に加えて、次のものを安定所に持参して行います。
  - また、この手続は、介護休業終了日（介護休業開始日から3ヵ月を経過する日後引き続き休業している場合は、介護休業開始日から3ヵ月を経過する日。）の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日までに行う必要があります。
  - ① 休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）
    - ② 印鑑
    - ③ 介護休業給付金支給申請書
    - ④ 介護休業給付金支給申請書の内容を確認することができる書類
      - a. 事業主が被保険者に交付した介護休業取扱通知書
      - b. 介護対象家族の方の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日が確認できる書類（住民票記載事項証明書等）
      - c. 介護休業の開始日・終了日・介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類（出勤簿・タイムカード等）
      - d. 介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類（賃金台帳等。ただし介護休業期間に無給である場合は、それが明記されている就業規則・労働協約・賃金規定でも可能）

3. 偽りその他不正の行為で育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けたり、又は受けようとした場合には、以後育児休業給付又は介護休業給付を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は詐欺罪等で処罰されることがあります。